

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。直近では、令和元(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するためには以下の要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算を算定要件

1. 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

3. の「見える化」要件とは、新加算の取得状況や賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービス情報公表制度や自社ホームページを活用し、外部から見える形で公表することです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引等研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	資質の向上のために、強度行動障害支援者養成研修やサービス提供責任者研修、他各種研修においては、参加費用は全て当法人が負担し、研修として業務内に受講している。また、業務時間外の個人的な学習会等の参加も推奨し、費用を負担している。内部研修も各種行っている
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	子育てとの両立を推奨し、育児休業制度(時短、看護休暇、時間外・深夜労働の制限等)を整備している。育児休業、時短等取得者あり
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎日、各部署やパート・アルバイトさんとのミーティングを行っている。管理者は週に一度行っている。ミーティングでは、支援内容や利用者さんの状況、ヒヤリハットの共有、研修を行っている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備	年次健康診断の実施、定期的な職員面談やこころの相談が専門家にできる体制がある
その他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への奨励を行っており、転換した職員がいる
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	毎年末に地域の方々と交流(お餅つきの招待、お手伝いをいただく)を行っています。また、地域の夏祭りには敷地・施設をお貸ししている
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、一人一人の業務を分担させ負担を軽減している